

令和5年4月23日執行

垂井町長及び垂井町議会議員選挙

選挙運動の公費負担の手引き

垂井町選挙管理委員会

はじめに

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぐことを目的とし、候補者の選挙運動の費用を自治体が負担する制度です。

この度の制度拡大により、候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担で行うことができます。ただし、供託物が没収される候補者には、この制度は適用されません。

目次

1	公費負担制度の概要.....	1
	(1) 公費負担制度とは	1
	(2) 公費負担の種類	1
	(3) 対象となる候補者	1
	(4) 公費負担の限度額	2
	(5) 諸手続	4
2	公費負担の手続き.....	6
	(1) 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	8
	(1) - 1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	10
	(1) - 2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）	12
	(1) - 3 選挙運動用自動車の使用（運転手）	14
	(2) 選挙運動用ビラの作成	16
	(3) 選挙運動用ポスターの作成	18
3	公費負担制度 Q&A.....	20
	(1) 総論	20
	(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	22
	(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）	27
	(4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	28
	(5) 選挙運動用ポスターの作成	30
	(6) 選挙運動用ビラの作成	32
	(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送.....	33

1 公費負担制度の概要

(1) 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、垂井町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

(2) 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

(3) 対象となる候補者

この公費負担制度において、町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- ・町長選挙の場合 供託物没収点＝有効投票総数÷10
 - ・町議会議員選挙の場合 供託物没収点＝(有効投票総数÷議員定数13名)÷10
- ※ 参考 前回選挙有効投票総数 町長 14,088票 町議会議員 14,094票

供託金

- ・町長選挙の場合 50万円
- ・町議会議員選挙の場合 15万円

(4) 公費負担の限度額

○選挙運動用自動車の使用

区 分		内容等	限度額
1 一般運送契約 (ハイヤー等契約)		選挙運動用自動車として使用された 各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 64,500 円
2 その他の契約 (一般運送契約以外)	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された 各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 16,100 円
	② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円× 選挙運動日数
	③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において1人に限る)	各日について 12,500 円

※ 1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※ 最大で1日当たりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※ 選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象になります。

○選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町長選挙	5,000 枚	7 円 73 銭 (1枚当たり)
町議会議員選挙	1,600 枚	

※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※ 町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚当たりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

【例1】町長選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $39,000 \text{ 円} \div 6,000 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 32,500 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 6,500 円は候補者の負担になります。

【例 2】 町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 41,000 円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $41,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 38,650 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 2,350 円は候補者の負担になります。

※ 規格等：長さ 29.7 センチメートル、幅 21.0 センチメートル（A4 版）以内

※ 頒布の方法：新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

○選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成	ポスター掲示場数 (82 枚)	$(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}(82) + 316,250 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数}(82)$ ※ 1 未満の端数がある場合には、これを 1 円とします。

【参考】

令和 5 年 4 月 23 日執行の町長及び町議会議員選挙におけるポスター掲示場 82 か所

限度額単価 = $(541.31 \text{ 円} \times 82 \text{ か所} + 316,250 \text{ 円}) \div 82 \text{ か所} = 4,399 \text{ 円}$

【例 1】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 65 万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $650,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 6,500 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $4,399 \text{ 円} \times 82 \text{ 枚} = 360,718 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 289,282 円は候補者の負担になります。

【例 2】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 30 万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $300,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $3,000 \text{ 円} \times 82 \text{ 枚} = 246,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 54,000 円は候補者の負担になります。

(5) 諸手続

① 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先	垂井町選挙管理委員会
イ 届出期日	契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
ウ 添付書類	各業者等との契約書の写し

留意事項

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

② 確認申請

下記アについては、①の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 垂井町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

③ 使用（作成）証明書の交付

上記①の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。
 なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

④ 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号(その 1)】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（自動車の借入れ）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号(その 1)】
	燃料代	①請求書【様式第 13 号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（燃料代）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号(その 2)】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（運転手）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号(その 3)】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 14 号】 ②請求内訳書【様式第 14 号（別紙）】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 11 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号（別紙）】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 12 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

イ 請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒503-2193

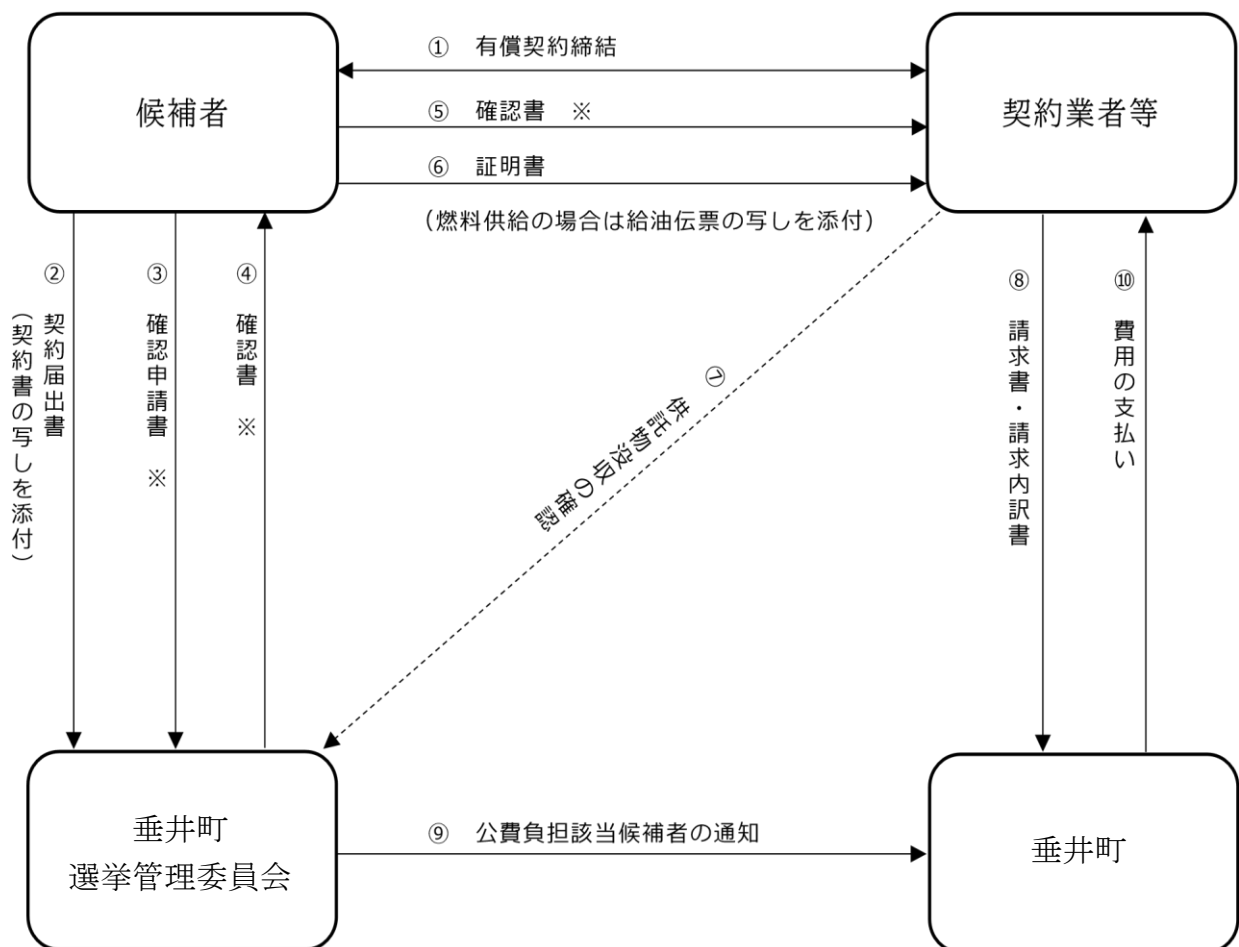
岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

垂井町選挙管理委員会事務局 電話：0584-22-1151（内線 206）

エ 請求の期限 令和5年5月8日（月）

2 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



※ 印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ① 有償契約の締結（契約書）

立候補届出時に

【候補者から町選管へ】

- ② 契約締結の届出
様式第1号（自動車）
様式第2号（ビラ）
様式第3号（ポスター）
- ※ 添付書類
① 契約書の写し
- ③ 確認申請
様式第4号（燃料）
様式第5号（ビラ）
様式第6号（ポスター）

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④ 確認書の交付
様式第7号（燃料）
様式第8号（ビラ）
様式第9号（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤ 確認書の提出
様式第7号（燃料）
様式第8号（ビラ）
様式第9号（ポスター）

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥ 証明書の提出
様式第10号（その1）（自動車）
様式第10号（その2）（燃料）
様式第10号（その3）（運転手）
様式第11号（ビラ）
様式第12号（ポスター）

【契約業者等から町へ】

- ⑧ 費用の請求
様式第13号（自動車）、
請求内訳書（別紙）その1、その2
様式第14号（ビラ）、請求内訳書（別紙）
様式第15号（ポスター）、請求内訳書（別紙）
- ※ 添付書類
⑤ 確認書（燃料、ビラ及びポスターのみ）
⑥ 証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込
名義のわかる箇所）、給油伝票の写し（燃料代の場合）

(1) 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

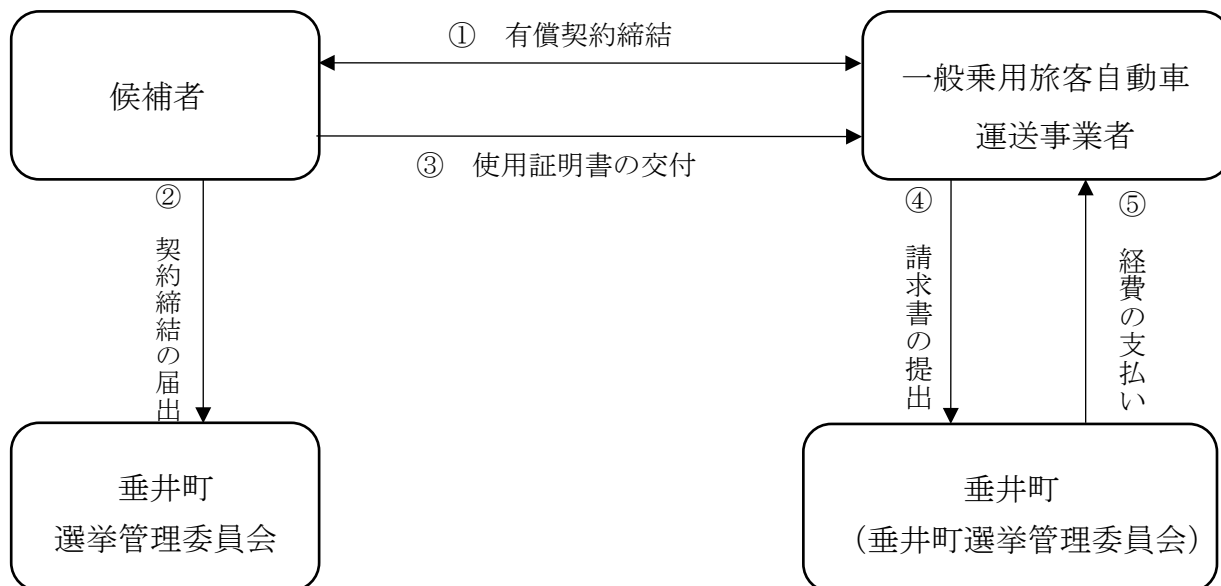
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その1】	

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会で受け付けます。

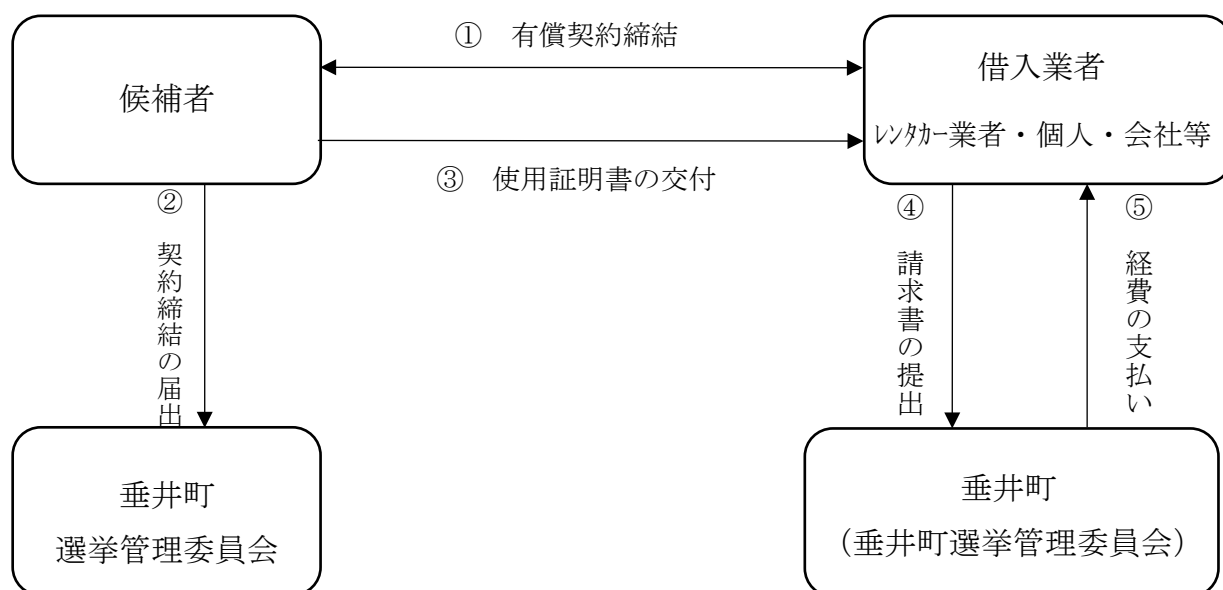
(1) - 1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の自動車の借入）

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（自動車の借入れ）】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ) ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【様式第13号(別紙)その2 (自動車の借入れ)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会で受け付けます。

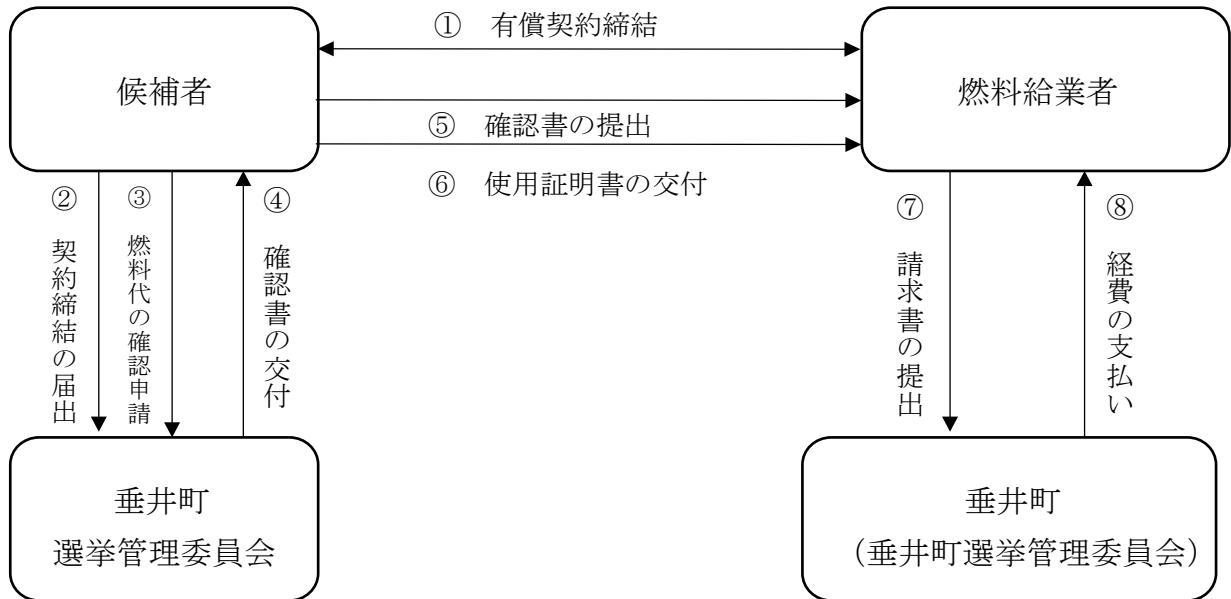
(1) - 2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求の時	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（燃料）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代) ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【第13号様式(別紙) その2(燃料代)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会で受け付けます。

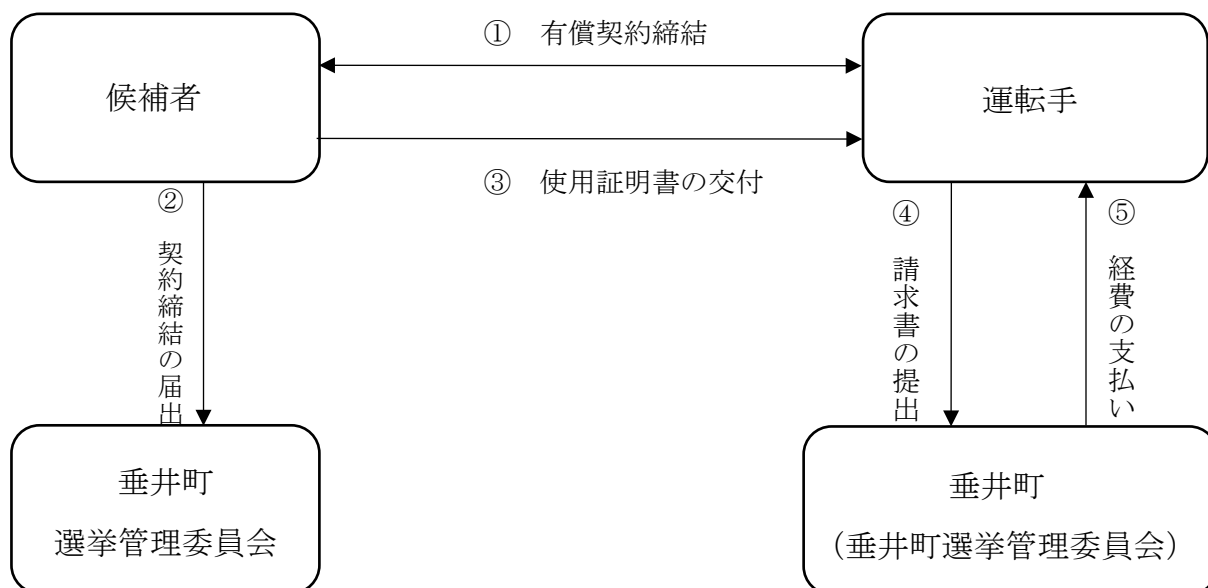
(1) - 3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の時	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（運転手）】	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用) ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【第13号様式(別紙)その2(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

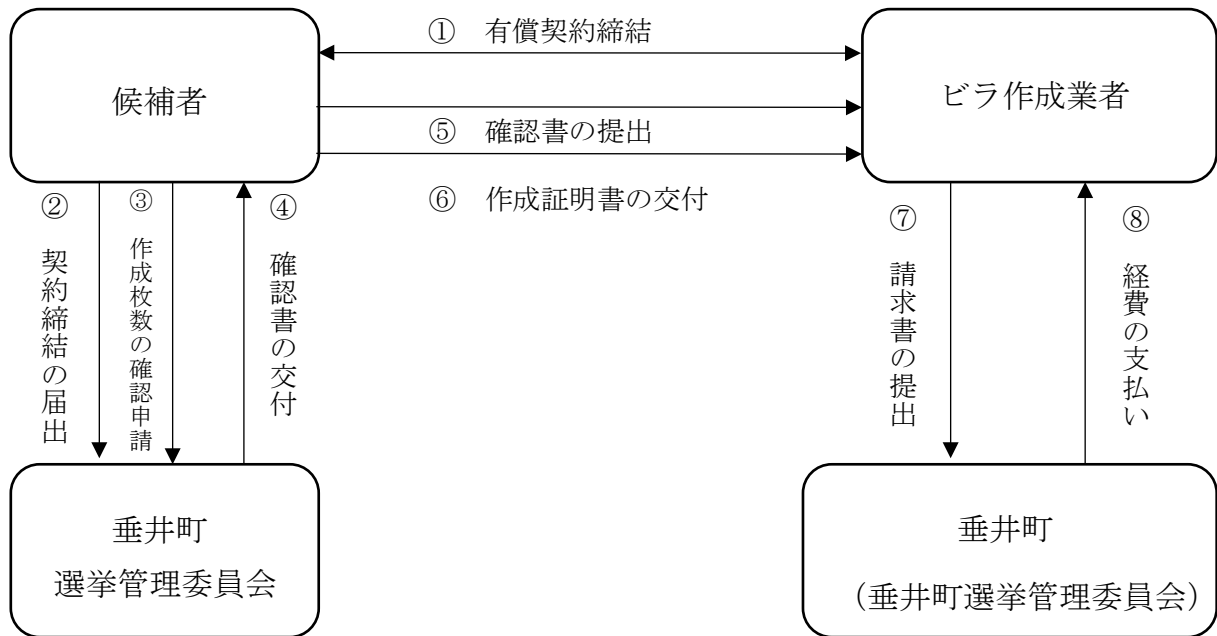
2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会で受け付けます。

(2) 選挙運動用ビラの作成

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請求の時	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号】	
	請求内訳書 【様式第14号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 請求内訳書【様式第14号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

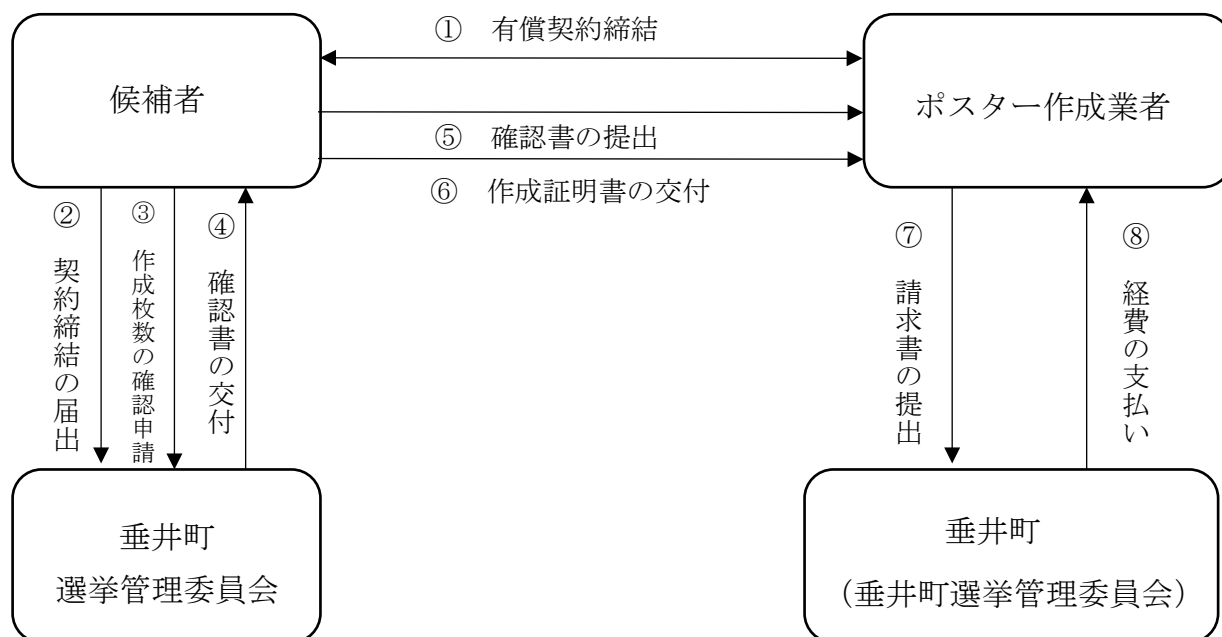
2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会で受け付けます。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求の時	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、垂井町選挙管理委員会にて受け付けます。

3 公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、垂井町長選挙及び垂井町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

(1) 総論

【Q 1】

選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがあるのか。

【A 1】

次の費用が公費負担の対象となる。ただし、供託金を没収された候補者は、次の①～③については公費負担を受けることができない。(④は公選法上の制度のため無償)

① 選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※(A) と (B) の併用はできません。

② 選挙運動用ビラの作成

③ 選挙運動用ポスターの作成

④ 選挙運動用普通葉書の郵送

※①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要あり。

【Q 2】

公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

【A 2】

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要がある。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要がある。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
- ⑤ 契約年月日の記載があること。
- ⑥ 借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「貸渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えない。

【Q 3】

契約締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。

【A 3】

条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要がある。

【Q 4】

選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

【A 4】

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではない。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなる。

【Q 5】

町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

【A 5】

町に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象（印影など一部非開示部分あり）となる。

【Q 6】

公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいか。

【A 6】

届出書類に誤り等がある場合は、ただちにその旨を町選挙管理委員会に届け出る必要がある。

【Q 7】

公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。

【A 7】

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなる。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられている。

【Q 8】

選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

【A 8】

契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となる。

納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類であり、特に、選挙運動用自動車の燃料代の請求時については、後段の（3）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）のQ23を参照いただきたい。

（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

【Q 9】

公費負担の対象となるのはどのような自動車なのか。

【A 9】

主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となる。

【Q10】

選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。

【A10】

公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象とされない。

【Q11】

レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

(例) 付帯料金

・免責補償料（任意加入） ・特別装備料（予備バッテリー） ・装備品使用料（ルーフキャリア） ・保険補償以外のサービスに係る保険料

【A11】

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となる。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれている。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはならない。

※ 免責補償制度

基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

【Q12】

レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

【A12】

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とならない。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となる。

【Q13】

選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいか。

例：基本料金（初日24時間まで）12,000円

（2日目以降1日につき）8,000円

〈例〉契約期間4/16～4/24（9日間）の場合（契約金額 76,000円）

月日	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	
			告示日					選挙期日		
選挙運動期間			← 選挙運動期間（5日間） →							
借入期間 契約等			← 公費負担請求可能期間（5日間） →							
	← 実際の借入期間（9日間） →									
基本料金	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	

【A13】

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となる。

公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となる。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の4月18日から4月22日までの5日分の基本料金の合計金額40,000円（8,000円×5日）が公費負担の対象となる。

※ 公費負担の1日当たりの上限額は、16,100円

【Q14】

選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

【A14】

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間である。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できない。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となる。

【Q15】

選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

【A15】

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものである。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになる。

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となる。

(2) 選挙運動用自動車の使用 (自動車の借入れ) Q13・Q14 参照)

【Q16】

月極(1か月)契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなるのか。

(例) 月極契約金額 155,000円 (契約期間 31日間)

【A16】

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっているため、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要がある。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなる。

しかしながら、1か月で〇〇万円といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となる。

したがって、事例の場合は、契約金額 155,000 円を契約日数の 31 日で除して算出した 1 日当たりの金額 5,000 円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となる。

【Q 1 7】

レンタカー業は、道路運送法第 80 条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡しできないと聞いたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできないのか。

【A 1 7】

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていない。

- ① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ
- ② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第 80 条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

【Q 1 8】

自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

【A 1 8】

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象とならない。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となる。

※ 親族とは、6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族をいう。

【Q 1 9】

レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

【A 1 9】

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であることから、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていた必要がある。

なお、レンタカー業の許可業者でない者から借入れする場合には、
（２）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）Q17 を参照いただきたい。

【Q20】

選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はあるか。

【A20】

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られる。

（３）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

【Q21】

選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

【A21】

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となる。（選挙運動用自動車が自家用車の場合も対象となる。）

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となる。

【Q22】

選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

【A22】

選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象にならない。

【Q23】

燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

【A23】

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要がある。

なお、給油伝票には ①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要である。

【Q 2 4】

2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

【A 2 4】

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能である。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）

ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となる。

【Q 2 5】

投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

【A 2 5】

公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象とならない。

（4）選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q 2 6】

選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A 2 6】

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となる。（1日当たりの上限額12,500円）なお、候補者は、運転手個人と契約する必要がある。（選挙運動用自動車が自家用車の場合も対象となる。）

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

【Q 2 7】

契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇い入れ費用は全額公費負担の対象となるのか。

【A 2 7】

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象とならない。

【Q 2 8】

選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるのか。

【A 2 8】

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となる。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象とならない。

【Q 2 9】

契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となるのか。

【A 2 9】

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となる。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはならない。

【Q 3 0】

選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

例) 選挙運動期間 4月18日～4月22日（5日間）

A氏 4月18日～4月21日までの3日間で運転契約

B氏 4月20日～4月21日までの2日間で運転契約

【A 3 0】

公費負担の対象は、1日当たり運転手1人となる。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となる。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要がある。

しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となる。

【Q 3 1】

同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになるのか。

【A 3 1】

公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象とはならない。

2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられる。

【Q 3 2】

選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となるのか。

【A 3 2】

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となる。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象とはならない。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができる。（（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）〔Q20〕参照）

【Q 3 3】

選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

【A 3 3】

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とならない。

※ 親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいう。

（5）選挙運動用ポスターの作成

【Q 3 4】

選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A 3 4】

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となる。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられる。

ただし、金額、作成枚数には上限がある。（（５）選挙運動用ポスターの作成〔Q37〕参照）

【Q35】

選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

【A35】

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となる。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはならない。

【Q36】

イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難である。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいか。

【A36】

本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となる。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられる。

【Q37】

公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

【A37】

上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出する。

上限枚数の算出方法は次のとおり。

上限枚数 = 当該選挙区のポスター掲示場数 82 枚（予定）

また上限単価の算出方法は次のとおり。

541 円 31 銭 × ポスター掲示場数（82 枚） + 316,250 円

ポスター掲示場数（82 枚）

= 4,399 円（1 円未満の端数は切上げ）

【Q38】

ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A38】

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

【Q39】

選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるのか。

【A39】

ポスター作成枚数については、法令上の制限はない。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、Q4のとおり、上限枚数が定められている。

なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものである。

(6) 選挙運動用ビラの作成

【Q40】

公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

【A40】

公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じ。

◆上限枚数 町長選 5,000 枚 町議選 1,600 枚

◆上限単価 7円73銭/枚

【Q41】

作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A41】

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

具体的には、次のとおり。

[例] 町議選の場合

- ① 上限枚数 1,600 枚 ② 上限単価 7円73銭
③ 作成枚数 1,700 枚 ④ 作成単価 7円

《正しい計算方法》

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①、③の少ない方・・・1,600枚 (A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

②、④の低い方・・・7円 (B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じる。

(A) × (B) = 11,200円

《誤った計算方法》

「上限枚数×上限単価」で算出される額、12,016円 (1,600枚×7円73銭) を上限額と誤解し、11,900円 (1,700枚×7円) を公費負担額と誤って算出。

(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送

【Q42】

選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はあるのか。

【A42】

候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができる。

使用できる枚数は、町長選2,500枚、町議選800枚までと定められている。

通常葉書の交付は、郵便事業株式会社の支社長が指定する支店で葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書(私製を含む。)に郵便事業株式会社で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法がある。

差し出す場合は、直接ポストへ入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出す必要があり、ポストに入れると配達されないので注意すること。

【Q 4 3】

通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能か。

【A 4 3】

通常葉書の頒布は、郵送に限られているため、郵便局の窓口から発送することになる。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されている。